糸瀬さん

第1 設問1

1. Dから甲社に対する閲覧請求

(1) Dから甲社に対しては、会社法（以下法名省略）433条1項に基づく会計帳簿等閲覧請求がなされている。

(2) Dは甲社株式を200株有しており「議決権の100分の3以上の議決権を有する株主」である。そして、株主としてAの取締役としての損害賠償を検討するためであると閲覧の「請求の理由を明らかにして」代表取締役であるAに対し上記請求を行っている。

(3) 以上よりDから甲社に対する閲覧請求権は適法である。~~に請求されている。~~

2. 甲社からの主張.

(1) 甲社としてはDの請求に対し、433条2項1号及び3号に該当すると主張して上記請求を拒むと考えられる.

(2) 433条2項3号について.

ア 「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するもの」である場合、当該会社は閲覧請求を拒むことができる（433条2項3号）。

~~イ 請求者であるDは、甲社と同様にハンバーガーショップを営む乙社の発行済株式を全て保有している。~~

これは、競業者が計算書類を利用閲覧することにより会社が競業相手に与えたくない不利な情報を開示しなければならない不利益から会社を保護するためである。

イ 請求者であるDは、~~甲社と乙社の経営には関与していないものの、~~甲社と同様にハンバーガーショップを営む乙社の発行済株式を

全て保有している。そして乙社の代表取締役はDの子であるFが務めているという人的関係からすると、Dが乙社の経営に関与することは容易であるようにも思える。しかし、乙社は甲社が出店する予定のない近畿地方のQ県においてハンバーガーショップを営んでおり、甲社と乙社で出店予定地域が重複する具体的な予定はなく、Dは乙社の経営に関与していないことからすると、実質的に甲社と競争関係にある事業を営む者であるとはいえない。

ウ よって433条2項3号によってDによる請求を拒むことはできない。

(ヨ) 433条2項1号について

ア 当該請求を行う株主がその権利又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときも当該株式会社は請求を拒むことができる(433条2項1号)。

株主への閲覧請求が認められる(433条1項)趣旨は、株主が会計帳簿を閲覧することにより会社の経営状態等を把握し、会社経営の透明性健全を図ることにある。

よって会計帳簿は会社にとって重要な情報が多く含まれるものであり、会社の経営状態を把握する等、株主が権利行使以外の目的で閲覧請求を行った場合には拒むことが認められる。

イ 本件において、Dは、Aが仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため損害賠償責任の有無を検討するためとして上記請求をしている。しかし、Dは D保有株式をAに買い取ってもらうことを望んでおり、AがD保有株式の買い取りを拒んだ後に上記請求を行っており、Aが上記請求をどうすれば撤回するかと諸尋ねたところ、リベートの真偽には興味がないと述べた上で重ねてAへ自己の保有株式の買取を求めている。

そうすると、Dの上記請求は単なる建前であり、上記請求の本来の目的

は Dに閲覧請求権を行使してほしくないAに対して上記請求権の行使を
求めることにより自己の株式買取を有利に進めることにあるといえる。
これは ~~433条1項~~ 株主の権利行使の調査以外の目的である。
ウ 以上より 433条2項1号によってDの請求を拒むことができる。
(3)(4) 以上より甲社はDの請求を433条2項1号により拒否すると
考えられ、その主張は認められる。
第2 設問2.
1 (1)について
(1) 本件決議1について
ア Cは甲社がGの丙銀行に対する借入金債務を無償で連帯保
証したことが「利益の供与」(120条1項)にあたり、Dの議決権の行使
が「決議の方法が法令」に違反するものであるとして本件決議1の
取消を求めると考えられる(831条1項1号)。
イ. Aは甲社株主総会においてDが自己の不利な議決権
行使をすることを危惧し、Dの保有株式の買取先として友人G
に株式の買取を持ちかけ、本件契約を締結している。
本件契約により、Gは無償で借入債務を連帯保証してもらい、
それにより丙銀行から融資を受けることができるという利益を得ている。
またDについても、D保有株式の買い受け先を探していたところ、甲社が
連帯保証したことにより資金を得たGに自己の保有株式を売却
することができるようになったという「利益」を得ている。
そして本件契約はAがDが自らと意見の異なる議決権行使を
阻止し、Aを代理人として議決権行使を委任する内容も含まれて

いることから「株主の権利の行使に関し」ているといえる。

以上より本件契約はD及びGに対する利益供与にあたる。

ウ そうすると，Aを代理人として行われたDの議決権行使は利益供与によって行われたものであり，違法な議決権行使となる。

エ よって~~本件決議1は法令に違反し取消しが認められる。~~

オ また，もともとDはAとは異なる意見を有していたため，「決議に影響を及ぼさないもの」にあたらず裁量棄却は認められない（831条2項）。

オ 以上より本件決議1の取消事由は認められる。

(2) 本件決議2について

ア Cは Aを取締役から解任する旨の議案につき Aの不正なリベートの受取について説明しようとしたにもかかわらず，議長であるAがこれを制止し直ちに採決に移ったことが「決議の方法が著しく不公正」であるとして取消を求めると考えられる（831条1項1号）。

イ. 取締役は株主の議決権の行使につき判断に必要な情報を得るために必要な説明義務（314条）があるところ，議案を提出した株主が議案提案の理由につき説明しようとしているのに，議事進行上の特段の支障がないにもかかわらず，議長が一方的に説明を制止し採決に移ったことは会社法が株主総会において必要な情報を得た上で議決権行使が行われるよう求める趣旨に反するものである。よって「著しく不公正」であるといえる。

ウ. 以上より本件決議2の取消事由も認められる。

否決された決議の取消しは認めない不法決議という判例があります

第3 設問3

1. Cは会社法194条に基づく甲社株式会社定款9条により

本件請求を行っている。

174条の趣旨は、相続等の一般承継により、会社の譲渡制限株式が当該会社の意図しない者に取得されることにより会社に不測の事態が生じることを防ぐ手段を会社に与えたものである。

そうすると、この株式売渡請求は一般承継者が当該会社の株主となることを防ぐ手段~~として認め~~であるといえる。

2、本件においてはCはAC間における合意を~~に~~従わない手段としても~~一般~~相続人Bの相続した株式について自己が総株主の議決権の過半数を確保するために本件請求を行っており、上記趣旨に反するものである。

3、以上よりBは~~議決~~本件請求は174条の趣旨に反するものであると主張し、その主張は認められる。

以上

どちらの手段で達成するのかについても触れられるとよい

H30 商法 司法試験

光岡裕矢

第1 設問1について

1 Dとしては、会社法(以下略)433条1項に基づく帳簿閲覧請求を行うと考えられる。そこで、同条項の要件を充足するかを検討する。

(1) 同条項の要件は、①発行済株式の100分の3以上の数の株式を有すること、②当該請求の理由を明らかにすること、である。

(2) 本件において、甲社~~は1000株を~~の発行済株式は1000株であり、Dの保有株式数は200株である。Dは発行済株式の5分の1を有するため、①を充足する。

1 ②については明らかにする程度が問題となるが、②の要件が要求されているのは、閲覧を求める理由及び閲覧させるべき会計帳簿・資料の範囲を会社が認識し、また判断することができるようにするためである。そのため、これらを可能にする程度に具体的でなければならない。

本件において、Dは、Aが仕入先からリベートを受け取っていることにつき責任追及を検討しており、そのために直近3期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分の帳簿閲覧を請求している。このことから、請求の理由とその範囲について甲社が認識し判断することが可能である(②充足)。

(3) したがって、同条項の要件は充足する。

2 これに対し、甲社としては、433条2項1号3号の該当性を主張し、当該閲覧請求を拒むと考えられる。以下、号から順に検討する。

(1) 当該閲覧請求は、~~取~~代表取締役Aへの責任追及という株主権行使に関する調査を目的としてなされたものである。

しかし、Dは、甲社への興味を失っており、Aがリベートを受け取っているか

第問

否かはどうでもよいと述べた上で、自己保有の株式を買い取ることを求めている。このことからすれば、Dは、自己保有株式の買い取りという目的を達するために、当該請求を行ったと考えられる。

したがって、当該請求は、「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で」行われた請求といえ、433条2項1号に基づいて、当該閲覧請求を拒むことができる。

(2) 次に、Dは乙社の発行済株式全てを保有しており、乙社はDの子Fが経営する会社であることから、当該閲覧請求により得た資料を乙社において利用するおそれがある。そのため、Dは乙社の「事業を営み、又はこれに従事するもの」といえる。そこで、甲社と乙社が「実質的に競争関係にある」かが問題となる。

本件において、両社は、ハンバーガーショップを営む会社である。しかし、乙社はQ県において出店し、甲社はP県において出店しており、P県に出店する予定がない。そのため、将来的に競争関係が生じる可能性もなく、機密情報が利用されることで会社に損害が生じることも予想されない。したがって、甲社と乙社は、「実質的に競争関係にある」とはいえない。

よって、433条2項3号に基づいて、当該閲覧請求を拒むことはできない。

第2 設問2 小問(1)について

1 本件において乙は、本件決議1及び2について、決議の方法が法令に違反するとして、決議取消訴訟(831条1項1号)を提起すると考えられる。

（第問）

2　まず、~~訴訟~~提訴要件について検討する。

本件においては、甲社株式を250株保有しているため、「株主」にあたる。また、本件決議がなされたのは平成27年3月25日であり、本件決議取消しの訴えを提起したのは平成27年4月15日であるから、提訴期間の「~~字~~「三箇月以内」の要件も充足する。したがって、当該訴えは適法に提起されたものといえる。

3　次に、本件決議1及び2それぞれにつき、考えられる主張の当否について検討する。以下、本件決議1から順に検討する。

(1)　本件決議1に~~おいて~~ついては、Dの議決権行使が120条1項に反してなされたものであり、これが「決議の方法が法令に違反」にあたると主張することが考えられる。

(2)　本件において、Aは、Dによる議決権行使を自己に有利~~なように~~なものとするために、Dの株式を友人Gに買い取らせ、その株式買取資金の借入金債務~~を無償~~について甲社に無償で連帯保証契約を締結させている。ただ、本件連帯保証がGに対する「財産上の利益の供与」にあたるかが問題となる。

本件では、~~甲社が本件連帯保証契約を締結したことで~~、Gが丙銀行から800万円を借り入れることができるように、甲社は本件連帯保証契約を締結している。~~そして、本~~そのため、本来であれば、連帯保証の対価として、Gは甲社に60万円の支払いを要する。しかし、本件において保証料の支払を求めないことになっているため、この保証料60万円が「財産上の利益の供与」にあたる。

(3)　次に、「~~権利~~株主の権利の行使に関し」にあたるか。

120条1項の趣旨は、株主の権利行使に不当な影響を及ぼす趣旨での会社財産費消を防止することで、会社運営の健全性を確保することにある。

そうなんですか？ちょっとつながりがよくわからない

そのため、会社が財産上の利益を供与した場合、そのことに会社運営上の合理性がない場合、「株主の権利の行使に関し」にあたる、と解する。

本件において、Aは、Cを取締役から解任する旨の議案につき、Dに反対され否決されるのを恐れて、D保有株式の買い取りを考えた。そのため、本件連帯保証は、Dの議決権行使を阻止するために行われたものであるといえ、会社運営上の合理性はない。したがって、「株主の権利の行使に関し」にあたる。

（4）なお、本件において、利益供与の相手方はGであり、株主の権利行使について影響をうけたのはDである。そこで、両者の不一致の場合でも、120条1項違反となるかが問題となるが、同項は「何人に対しても」と規定しているため、利益供与の相手方は誰でもよく、両者の不一致~~は問題~~においても同項違反となる。

（5）したがって、Dの議決権行使が120条1項に反してなされたものであるとのCの主張は認められる。

（6）もっとも、当該主張が「決議の方法が法令に違反」したものであるとの主張であるため、裁量棄却（831条2項）の有無について検討する。

まず、違反の重大性について、120条1項違反は、株主権の最も重要な権利に関する違反である。そのため、違反の重大性は認められる。

次に、決議に影響を及ぼすかどうかについて、Dは、発行済株式数の5分の1の株式を保有しており、また、Cの解任議案について反対するつもりであった。そのため、決議に影響がなかったとはいい難い。

（第問）

したがって、裁量棄却はされないと解する。

~~4 そして、本件決議2について検討する。~~

(7) 以上より、本件決議1についてのCの主張は認められる。

4 そして、本件決議2について検討する。本件決議2においては、Cの提案理由の説明を議長であるAが制止している。そこで、315条1項違反として「決議の方法が法令に違反」したものと主張することが考えられる。

(1) 同項の趣旨は、合理的な審議を行うために議長が適切な議事進行を行い議場の秩序を維持することである。そのため、議長の議事進行が適切といえない場合、同項に反すると考える。

(2) 本件において、Aは、Cの説明を議案と関連がないとして制止している。しかし、Aの不正なリベートの受取の事実は、A解任と関連するのが明らかである。そして、当該議案はAを取締役から解任することについてのものである。これらのことから、Aは自己の解任を阻止するためにCの説明を制止したものと考えられる。

したがって、Aの制止行為は適切といえず、315条1項に反する。

(3) もっとも、当該主張は、否決された決議の取り消しを求めるものである。そのため、~~本件決議2~~ 当該主張が認められたとしても、本件決議2取消しの訴えは却下される。なぜなら、否決したところで新たな法律関係は生じず、決議を取り消しても生じないためである。

(4) 以上より、本件決議2についての主張は認められない。

第3 設問2 小問(2)について

1 本件において、Cは、A及びGに対し、株主代表訴訟(847条1項)を提起することが考えられる。提訴要件を検討するに、甲社は非公開会社である

を退任することになる。しかし、Cはこの合意に反し、Cが甲社の総株主の議決権の過半数を確保するために、本件請求を行っている。そのため、本件請求は、Cが自己の取締役としての地位を保全する~~ためのもので~~目的でなされたものであり、甲社の利益を目的として行われたものではない~~ものと~~といえる。Bが関係株主で好ましくない者でない、というのもポイントですね。

(3) したがって、本件請求は、174条の趣旨に反するものである。

3 よって、Bの主張は認められる。

以上

（第問）

H30 会社法	学生ID	氏名 馬岡 麦

第1、設問1

1、Dの閲覧請求は会社法(以下略する)433条1項に基づくものであると考えられる。Dは甲社の発行済株式総数1000株のうち200株を有しているから、「発行済株式の自分の三以上の株式を有する株主」である。そして、Aが仕入れ先からリベートを受け取っている疑いがあるため取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして「当該請求の理由を明らかにして」閲覧請求を行っている。また甲社の営業時間内にAに対して行っているから、「株式会社の営業時間内」である。

そのため、Dの上記請求は適法になされている。

2、これに対し、甲社はDの請求が433条2項1号及び3号に該当するとして主張Dの閲覧請求を拒むことが考えられる。以下甲社の主張の当否を検討する。

(1) 433条2項1号について、

請求者が「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」で請求を行ったときは、会社は請求を拒むことができる。

本問では、Dは、上記で述べた通り、Aの損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして閲覧請求しているが、これはDがAから自己の保有株式の買取りを拒まれたため買取りを行わせるためにしたものであると考えられる。なぜならDは、Aのどうすれば請求を撤回してもらえるかという問いに対し、自分は甲社に対し興味を失っており、Aがリベートを受け取っているかは本当はどうでもよいと述べて再度Aに対し保有株式の買取りを求めているからである。そうすると、

	学生ID	氏名

Aの上記閲覧請求は、自己の株式を買取らせるためという「権利の確保又は~~権利の~~行使に関する調査以外の目的」で請求を行ったときと云える。

したがって、甲社の433条2項1号に該当するとしてDの閲覧請求を拒む主張は~~正当である~~認められる。

(2) 433条2項3号について

請求者が株式会社の業務と「実質的に競争関係にある事業」を営み又は従事する場合、会社は請求を拒むことができる。

Dは乙社の発行済株式を全て有しているから、経営に関与していなくても乙社の利益がその主に帰属する者として乙社と同視できる。そして乙社は甲社と同じハンバーガーショップを営んでいる。しかし乙社は~~甲社が進出する予定のない~~近畿地方においてハンバーガーショップを営んでおり、~~これは~~一方で甲社は関東地方P県においてハンバーガーショップを営んでいるから両社の市場は競合していない。また甲社は今後も近畿地方に出店する予定はないから将来的にも市場の競合はない。そのため「実質的に競争関係にある事業」とはいえない。

したがって、甲社の433条2項3号に該当するとしてDの閲覧請求を拒む主張は認められない。

第2、設問2

1、小問(1)について

Cは、甲社の株式を250株有しているから、「株主」として、本件決議1及び2がなされた平成27年3月10日から「3箇月以内」である6月10日

学生ID　　氏名

に、本件決議1及び2について831条1項に基づき決議取消しの訴えを提起している。

以下、決議1・2それぞれにつき主張する取消事由を検討する。

(1) 本件決議1について

ア、本件決議1は、Cを取締役から解任する旨の議案についてであり、AがDの代理人としてDの議決権を行使している。これは、Dが~~議案~~に反対して上記議案が否決されることを恐れたAが、Dの議決権行使を防ぐためDから保有株式を買取るためにD・G・甲社間で本件契約を締結したことに基づく。

そうすると、本件契約はDの議決権行使を防ぐためになされたものとして、ここはつながらないはず。→利益供与禁止規定（120条1項）に違反し、これに基づくAの議決権代理行使も同条違反として831条1項1号の決議方法の~~法~~法令違反とならないか。

イ、本件契約(2)において、甲社はGの丙銀行に対する借入金債務を連帯保証している。~~Gのこの借入金は、Gが~~Dから甲社の株式を買取るための資金として融資を受けたものであるから、

甲社はGから保証料の支払を受けていないが、仮に甲社が保証料の支払を受けてこのような保証をする場合、保証料は60万円を下回らないものとされているから、甲社はGに対し60万円相当について「財産上の利益」を供与している。また、上記の通りこの保証契約はDの議決権行使を防ぐためにDから甲社株式を買取るためのGの丙銀行の借入金~~資金~~についてなされているから、「株主の権利の行使に関し」するものといえる。

したがって本件契約~~(2)の~~は120条1項の利益供与禁止規定に違反

	学生ID	氏名

するもので この契約に基づくAの議決権代理行使も120条1項に違反するから、831条1項1号の決議方法の法令違反となる。

ウ、なお、120条1項違反は重大な瑕疵であるから、831条2項の裁量棄却は認められない。

理由を簡単に付せるとよい

エ 以上から、この本件決議1については831条1項1号の取消しの主張は認められる。

(2) 本件決議2について

もう少し詳しく説明を。

決議2は、~~議長Aが~~ Aを取締役から解任する旨の議案についてであるところ、議長Aは Cが議案提案の理由を説明するのを阻止して直ちに採決に移っている。これは議長の権限の濫用であり315条違反であるから、831条1項1号の決議方法の法令違反である。

~~また、Aは Aを取締役から解任する旨の議案において「特別利害関係人」に当たるから、議決に加わることができない(369条2項)。ところ、本問ではAが~~

もっとも、本件決議2は否決されているから、決議取消し~~を認める~~の訴えの訴えの利益を欠き、本件決議2の取消しの訴えは認められない。

したがって、Cの本件決議2の取消しの主張は認められない。

2、小問(2)について

Cは「株主」として847条1項に基づきAに対して責任追求の訴えをする。

(1) Aについて

ア、まず、120条4項の責任が考えられる。

上記の通り、本件契約は120条1項の利益供与禁止規定に違反するものであり、Aは代表取締役として甲社を代表して本件契約

	学生ID	氏名

を締結しているから会社法施行規則21条1号の「利益の供与に関する職務を行った取締役」に当たり、120条4項の「取締役」~~とみなされる。~~として、供与した利益の額に相当する額である60万円について甲社に支払う義務を負う。

なお、Aは「当該利益の供与をした取締役」であるから職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しても免責されない（120条4項ただし書）。

イ、次に423条1項の責任が考えられる。

Aは代表取締役であるから「役員等」である。そして上記の通り120条1項に違反する行為を行っているから、法令違反として任務懈怠が認められる。また、甲社はこの行為により丙銀行に800万円の損害を行っているから「損害が生じており、因果関係もある。

したがってAは423条1項の責任を負う。

~~ウ、以上から、このAに対する847条1項に基づく120条4項及び423条1項の責任追求の訴えは認められる。~~

(2) Gについて、

Gは甲社から保証契約を締結してもらった~~相手~~者であるから、「利益の供与を受けた者」~~に当たる~~（120条3項）に当たる。したがって甲社が供与した~~なった~~「財産上の利益」である60万円について返還する義務を負う。

(3) 以上から、このAに対する847条1項に基づく120条4項~~及び~~423条1項の責任追求の訴え、及びGに対する847条1項に基づく120条3項の責任追求の訴えは認められる。

	学生ID	氏名

第3、設問3、

1、 Bは、Cが甲株式会社定款9条に基づきした売渡し請求が174条に反すると主張して本件請求の効力を否定することが考えられる。

2、 174条は、譲渡制限株式について、相続人等に対し売渡し請求できる旨を定款で定めることができるとしている。この趣旨は、株式譲渡制限会社においては、株主が誰であるかが非常に重要であり、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにある。

そのため、上記趣旨にそぐわない理由でなされた売渡し請求は174条の趣旨に反し認められない。

3、 本問では、甲社は非公開会社であり株式譲渡制限~~株式~~会社であるから174条の趣旨が当てはまる。~~会社である。~~ そして甲社では親族会議によりAcが取締役を退任しBが代表取締役~~として甲社~~を務めることが合意されている。~~そうすると Bがこの合意に基づき~~ しかしCはこの合意に反し自らが代表取締役の地位にとどまりたいと考え、Bが相続したAの株式について定款に基づき売り渡し請求をしている。

このCの請求は甲社の合意に反して~~反するもので~~ 自らの利益を図るものであるから会社にとって好ましくない者が株主となることを防止するという174条の趣旨にそぐわない~~反する~~ものである。

4、したがってCの請求は174条に~~反し認められず~~ 反する~~ものである~~。~~の主張は認められる。~~ 以上からBの主張は認められる。

以上

どうやって主張するのかにも触れられると良い

平成30年 会社法	学生ID	氏名 近藤宏一

第1. 設問1　まず、S433Iの要件を満たすかを検討してみて下さい

1. Dの請求は、会社法(以下、法令名省略する)433条1項1号)に基づく会計帳簿の閲覧等の請求である。当該請求を拒むことができるのは同条2項各号に該当する場合である。以下各号に該当するか検討する。

2. Dは、甲社に見切りを付けており、D保有株式を買い取ってもらうことを目的としている。そこで、Dの本件閲覧請求が、「株主の」「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」にあたるとして、請求を拒むことはできないか。

確かに、Dは、Aが仕入れ先からリベートを受け取っている疑いがあるため、Aの取締役としての損害賠償責任を追求することは、株主代表訴訟(847条1項)に認められており、株主の権利の確保又は行使に関する調査にあたる。

考え方にはわかりにくい論じ方なので、工夫してみて下さい

しかし、Dは、D保有株式の買取が拒否されるや否や、本件請求をしており、Dの真の目的はD保有株式の買取であるといえる。そうすると、株主が保有株式を買取することは自由であり権利であるとしても、甲社は非公開会社(2条17号)であり、株式譲渡には制限がある。また、買うか買わないかは相手方の自由であり、株主の権利行使に関する調査にあたらない。

また、Dは、甲社に見切りを付けた上、Aがリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよく、損害賠償請求も、

学生ID　氏名

D保有株式の買取が拒否されたことに対する嫌がらせ目的であるといえる。

以上より、本件請求は、株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的での調査にあたり、認められない。

3、また、Dは、Z社発行済株式を全て有しているので、433条2項3号にあたり、本件請求を拒むことができないか。

確かに、Dは、甲社と業務が同じであるハンバーガーショップを営むZ社の株を全て保有している。

しかし、DはZ社の経営に関与していないので、同号には該当しない。　息子が経営している点は??

4、以上より、甲社はDの請求を433条2項1号により拒むことができる。

第2、設問2、小問(1)

1、本件決議1及び2に、831条1項各号の取消事由があるか検討する。

(1)、本件決議1は、Cを取締役から解任する旨の議案である。本件決議1は、Cのみの反対であり、A、B、D代理人Aの賛成により可決されている。

AがDの代理人となったのは、本件契約により、GがD保有株式を買い取ることを前提に、DからAへ議決権行使が委任されたからである。

そして、本件契約では、丙銀行のGに対する貸金債権を担保するため、甲社が連帯保証契約を丙と締結している。

	学生ID	氏名

そして、甲社は、Gに対し、保証料の支払を求めない
ことが本件契約により定まっている。これが、「株主の権利
の行使に関し」「財産上の利益の供与」にあたるか。
(2). 120条1項の趣旨は、会社運営の健全を図る
にある。したがって、「株主の権利の行使に関し」とは、
株主の権利行使に直接関わるものだけでなく、
間接的に関わるものも含む。
本件では、本件契約によりGがD保有株式を
買入するために受ける融資の連帯保証を甲社が
行うもので、直接株主の権利行使に関わるとは
言えない。しかし、Gは甲社株主になろうとする者であり、
その行為を手助けするものと言え、間接的に株主の
権利行使に関わると言える。
したがって、「株主の権利行使に関し」にあたる。
(3). また、本来であれば、保証料の支払を受けて
上記のような保証をする場合には、保証料として60万円
は下回らない保証料が発生するものであり、これを
無償でやっており、「財産上の利益の供与」にあたる。
(4)以上より、本件契約は、120条に違反している。
よって、本件決議1は、総会決議の方法が
法令に違反した決議取消事由(831条1項1号)が
あると言える。
2、本件決議2は、Cが議案提案の理由を説明

	学生ID	氏名

しようとした所、Aに遮られた。そこで、これが、何らか決議取消事由にならないか。

(1). Cの提案は、304条に基づくものである。確かにCはAを取締役から解任する旨の提案をしている。しかし、その説明をAに遮られている。この場合も、議案提案権を行使できたと言えるか。

議案提案権は、議案が新たに提案されただけでなく、何故その議案を提案したかを説明して初めてその行使がなされたと言うべきである。なぜなら、説明がなされることによって、株主の意見が変わる可能性があるからである。なるほど…ただ、必ず説明が必要と言い切ってしまってよいのか??

(2). 本件では、Cは議案を提案したものの、その説明をAに遮られている。

しかも、その内容は、Aが不正にリベートを受け取っている可能性を指摘するものであり、その説明がなされた場合、株主の議決に大きく影響するものと言える。

したがって、本件決議2において、Cの議案提案は適法になされたと言えず、株主総会決議の法令違反(831条1項1号)があり、決議は取消される。

何条違反になるのでしょうか?830条?

第3、設問2. 小問(2)

1. Aに対する責任追及(847条1項)

(1). Aは、甲社の代表取締役である。また、上記の通り、本件契約は利益供与にあたり120条1項に

	学生ID	氏名

違反する。120条4項によると、利益供与に関与した取締役として法務省令で定める者は連帯して義務を負う。

本件では、Aは甲社代表取締役なので、120条2項により責任を負う。 §423I 任務懈怠も主張できるのでは？

(2). 以上より、Aに対しては、120条2項による責任を追求することができる。

2、Gに対する責任追求

(1). Gは、無償で保証を受けており、「利益供与を受けた者」にあたる（120条3項）。

したがって、Gに対しては120条3項により責任追求をすることができる。 請求权は？

第4、設問3

1、本件請求は、定款9条及び法174条に基づいてなされている。174条の趣旨は、相続その他の一般承継により株式を取得した場合には、一般的に、会社経営に興味はなく、むしろ現金化する方が相続した者にとって利益であり、会社側にとっても株式を取得する必要性があるからであると考える。 これは言い過ぎだろ

そうすると、当事者間で株式を相続する等の特約が存在する場合には、174条に優先すると言える。

2、したがって、本件では、A退任後には、その株式をBが相続するとの特約がある以上、法174条が優先する。

H30 商法　　黒田良平

設問1

1. Dの請求は433条1項1号に基づくものである。

Dは、甲社の発行済株式1000株の内、200株を有しているため、「総株主…の議決権の百分の三の議決権を有する株主」に当たる。

Dは、かかる請求にあたり、Aが仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するためという「請求の理由を明らか」にしている。

Dの請求は、「会計帳簿」である総勘定元帳及びその補助簿の内、仕入取引に関する部分という請求の理由とされた事実と関連する範囲のものの「閲覧」を請求するものである。

以上より、433条1項1号の要件を充たすため、Dの請求は認められる様に思える。← こちら書き方はあまりよくないらしい

もっとも、これを拒むために、甲社は、① 乙社の発行済株式全てを有するDによる請求であるため、433条2項3号に該当する。

② ~~Dは~~ ~~Dは、D保有株式を買い取らせるために当該請求を行っているため~~ Dの請求の目的は主にD保有株式を買い取らせることにあるため、433条2項1号に該当すると主張することが考えられる。

2. 主張①について

(1) 433条2項3号の趣旨は、会社の秘密が競業に利用されることによって、会社に損害が及ぶ抽象的な危険を未然に防止することにある。

そうだとすれば、「実質的な競争関係にある」とは、現に競業関係にある場合のみならず、近い将来、競業関係に立つ可能性がある場合も含まれると解する。

(2) Dは、Z社の経営に関与していない。しかし、DはZ社の発行済株式を全て保有している。また、Z社の代表取締役は自分の子~~である~~Eである。以上の事実からすると、DE~~の結託により~~が結託する可能性が高いため、D社とZ社との一体性が認められる。

そして、Z社と甲社はいずれもハンバーガーショップを営んでいるから、競業関係が認められる様にも思える。

しかし、甲社は、Z社が出店している近畿地方のQ県に出店する予定はない。そのため、甲社とZ社の事業が近い将来、競業関係に立つ可能性があるとはいえないから、「実質的な競争関係」は認められない。

したがって、①の主張は認められない。

3、主張②について

Dは、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために当該請求を行っている。

しかし、Dは、自分は甲社に対して興味を失っており、Aがリベートを受け取っているかなどは本当はどうでもよいと述べている。また、D保有株式を買い取ることを重ねて求めている。以上の事実からすると、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するためというのは形式的な目的であり、真の目的は専らD保有株式を買い取らせることにあるといえる。すなわち、当該請求は、

上記目的を実現するためのかけひきの手段として利用されている。

したがって、Dの請求は、「株主…の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」に基づくものである。

よって、②の主張は認められる。

設問2(1)

1. 本件決議1

(1) Cは、甲社の連帯保証はCに対する利益供与(120条1項)に当たり、これは、この取締役解任議案についてDに反対させないために、D保有株式買取の資金調達手段としてなされたものであるから、本件決議1には「決議の方法」が ~~120条1項に違反して~~ 120条1項という「法令に違反」するという取消事由~~がある~~(831条1項1号)があると主張することが考えられる。

(2) 甲社の連帯保証はCに対する利益供与に該当するか。

ア、~~まず、主債務者~~ 保証人が主債務を履行したとしても、保証人は求償権を有するため、「財産上の利益の供与」に当たらないとも思える。

しかし、主債務者が無資力の場合、求償により主債務者は満足を受けられるとは必ずしもいえない。また、連帯保証により、融資を受けやすくなるのであり、本件においても、Cは丙銀行から借り入れできる~~ため~~ 様にするために連帯保証がなされている。

したがって、甲社が、Cの借入金債務を連帯保証したことは、Cに対する「財産上の利益の供与」に当たる。

イ、甲社の連帯保証は、相場である保証料60万円を

Gに求めることなく行われているから、「特定の株主」Gに対して「無償で財産上の利益の利益を供与したとき」として、「株主の権利の行使に関」するものと「推定」される（120条2項前段）。

~~それも~~ もとも、かかる推定は覆られないか。

この点について、株式譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主の権利の行使」ではない。しかし、120条の趣旨は、会社の健全な経営を確保することにある。そうだとすれば、株主の権利行使を回避する目的で行われた場合には、「株主の権利…の行使に関」する利益供与に当たると解する。

本件においては、Dが反対の議決権を行使することを回避するために利益供与がなされている。これは、Dが本件株主総会には自らは出席しないでAに議決権行使に関する一切の事項を委任する旨の本件契約の条項(3)からも推認できる。

以上より、推定は覆られないから、甲社の連帯保証は利益供与に該当する。ので、決議の方法が法令違反、まで書いて下さい

(3) よって、この主張は認められる。

2、本件決議2

(1) Cは、CによるAの不正なリベートの受取についての説明を制止した議長Aの議事運営が「決議の方法が…著しく不公正なとき」（831条1項1号）に該当すると主張することが考えられる。

(2) 315条の趣旨は、公正・円滑な議事運営の確保にある

ため、議長の権限はかかる趣旨に従って行使されなければならない。

Aがこの説明を制止したのは、Aを取締役から解任するという自己に不利な説明を封じるためになされており、上記趣旨を逸脱する。

したがって、この主張は認められるとも思える。

(2) もっとも、本件では否決の決議がなされている。

出訴期間の制度(831条1項柱書)及び認容判決の第三者効の規定(838条)は、株主総会決議により新たな法律関係が生じることを前提にしている。否決の決議の場合は新たな法律関係が生じることはない。

したがって、否決の決議は「株主総会…決議」に当たらないため、訴えは不適法となる。

こういう書き方はあまりよくない
書くならきちんと書きましょう

設問2(2)

1. ① Gは、保証料負担なく連帯保証を~~受けた~~を受けているため、「供与を受けた」「利益」である60~~万~~万円を返還する義務を負う(120条3項)。

2. ② 上記利益の供与を行ったAは「利益の供与に関する職務を行った取締役」(規則21条1号)として「法務省令で定める者」(法120条4項本文)に当たる。また、「当該利益供与をした取締役」(但書かっこ書)にも当たるため、過失の有無にかかわらず、60万円を甲社に支払う義務を負う。

800万では?

3. ③ 「取締役」Aが利益供与という法令違反義務~~行~~としての忠実義務違反(355条)としての「任務懈怠」により、60万円という

「損害」が発生しているため、423条1項に基づく責任が認められる。

4. Cは①ないし③の責任を~~847条1項~~株主代表訴訟(847条)により、提訴請求を経た上で追及することになる。

設問3

~~175条~~174条の趣旨は、会社にとって好ましくない一般承継人を排除する点にある。本件において、甲社は、Bが相続した450株の内、40株についてのみ、売渡しを請求している点で上記趣旨に合致しない。したがって、甲社の請求は認められない。

時間切れだと以上。思うのでちゃんと詰めて下さい

会社法

H30 新司　34A19062 藤井宏平

[設問1]

1. Dは甲社に対して、会計帳簿の閲覧を請求している（会社法[以下略]433条1項）。

直近3期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分は「会計帳簿又はこれに関する資料」である（433条1項1号）。

Dは、甲社の発行済株式総数1000株のうち200株を有する者であるから、自分の三以上の数の株式を有する「株主」（433条1項柱書）である。

Dは閲覧請求を「営業時間内」に求めており、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するためとして「請求の理由」を明らかにしている。

以上より、同条1項の要件は満たす。

2. これに対して、甲社は、433条2項1号と同項3号に該当すると主張して請求を拒むことが考えられる。

(1) 433条2項1号

本件閲覧請求が同条1号に該当するか。

Dは、本件閲覧請求にあたって、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するための請求であるとしている。

しかし、Dはすでに甲社に興味を失っている。Dの狙いとしては、Aが仕入先からレバートを受け取る違法行為を行ったという弱みにつけこんで、Dが所有する甲社株式をAに買い取らせることにある。そうであればDは、会計帳簿をみてAの損害賠償責任の有無を検討するという株主の権利の確保又は行使に関する調査目的

第問

の目的でなされたものという。したがって同号1号に該当する。

よって、甲社の閲覧請求拒否は認められる。

(2) 433条2項3号

甲社は関東地方のP県でハンバーガーショップを事業としており、

乙社は近畿地方のQ県でハンバーガーショップを事業としている。

丙は乙社の株式を100%~~株主~~持つ株主である。

甲社と乙社は事業は共通しているものの、市場が異なるので

出店予定がないとも言えない

「実質的に競争関係」にあるとはいえない。

したがって433条2項3号には該当しない。そのため、同号をもっては甲社は閲覧拒否できない。

〔設問2〕問(1)

1、本件決議1

Cは、本件決議1は、Aが丙に「利益の供与」(120条1項)を行ってそれに基づいて得た議決権に基づいて賛成されたものであり決議の方法が法令に違反するとして取り消しを求める(831条1項1号)。

(1) Cは被告甲社の株を250株有する「株主」であり原告適格がある(831条1項柱書)。

本件株主総会決議取消しの訴えが提起されたのは、平成27年4月15日であり、本件株主総会決議の日である平成27年3月25日から3ヶ月以内であるから出訴期間内である。

(2) 利益供与

甲社は、G銀行から丙保有株式の買取資金として800万円を借り入れることができるように、Gの丙銀行に対する借入金債務を連帯保証して

いる。そして、~~その際~~、甲社は、Bに対し、保証料の支払を求めないこととした。甲社は、Bに対し、B保有株式が売却できるように上記800万円の債務の連帯保証を結ぶこと及び保証料60万円を求めないことという「財産上の利益の供与」を行っている。

(3)「株主の権利の行使に関し」といえるか。

~~この点~~、利益供与禁止の趣旨は、健全な会社運営の確保にある。「株主の権利の行使に関し」とは、議決権などの行使に関するだけにとどまらず、それと密接に関連する~~経~~事項にも及ぶと解すべきである。密接に関連する~~な~~事項に関する利益の供与でも不健全な会社運営となるからである。きわめてそれとことはわかりますが

本件は、Bの~~B~~保有株式の売却に関することである。株式の売却は議決権行使と密接に関連する事項といえる。

したがって、本件利益の供与は「株主の権利の行使に関し」といえる。

(4) よって120条1項に該当し、法令違反となるので、本件決議1の決議取消しの訴えは認められる。

2. 本件決議2

(1) Cは、本件決議2は議長Aの議長権限の~~逸脱~~濫用があったとして(315条1項)、315条1項という~~法令~~決議方法の法令違反を主張する(831条1項1号)。

(2) 議長は~~総会決議~~の秩序を維持する権限を有する(315条1項)。しかし、この~~権限~~権限を濫用してはならない。

(3) 本件では、Aの解任決議案の審議の際に、Cが議案提案の理由としてAの不正なリベートの受取について説明しようとしたものの

これが議長Aに制止され、Cは説明をすることができなかった。

Aが不正なリベートを受け取っていることがわかれば、Aは違法行為をする取締役として取締役として不適格であると判断されるにちがいない。それにもかかわらず、不正なリベートの件について説明を制止して、直ちに採決に入り、Aの解任決議案を否決する事態となっている。他の株主Bも不正なリベートの件について詳細な説明があれば結局反対しなかった可能性もある。

したがって議長Aの上記行為は、株主総会決議の秩序を維持する権限を濫用したものであり315条1項に反する。

(4) 否決の決議の取消し

本件決議2は否決の決議である。否決の決議を831条で取り消せるか。

この点、831条の決議取消の訴えは形成訴訟である。否決の決議を取り消しても新たな法律関係が形成される訳ではないから、否決の決議を831条で取り消すことはできないというべきである。

したがって、本件決議2の決議取消しは認められない。

[設問2] 問(2)

第1、Cは、株主代表訴訟(847条1項本文)として、Aに対して、120条3項の返還の訴えと423条1項の責任追及の訴え、民法709条の不法行為責任追及の訴えを提起することが考えられる。

Gに対しては、120条3項の返還の訴えと民法709条の

不法行為責任追及の訴えが考えられる。

以下それぞれ検討する。

第2、~~Aに対して~~、

Aは甲社の「取締役」(120条4項本文)であり、被告適格がある。423条1項

甲社は公開会社でなく、
Cは甲社株を250株有する「株主」である(~~847条~~847条1項本文、2項)
よって原告適格がある。

1、120条4項・3項

甲社は上述した通り「利益の供与」(120条1項)をなしている。その額は800万円の債務の連帯保証と、60万円分の保証料を取らなかったことより、860万円分である。これを800万の利益供与としてよいのか?

そしてAは取締役として、本件「利益の供与」をするに至る本件契約を締結した者であり、利益供与に「関与した取締役」であると言える。Aが本件契約を締結して利益供与を行ったのであるから、Aは「当該利益の供与をした取締役」として責任を免れることはできない(120条4項但書分二書)。

したがって、Aは甲社に対して860万円の支払い義務を負い、Cの請求は認められる。Gは、当該利益の供与を受けた者であるから、860万円の返還義務を負う。

2、423条1項

(1) 任務懈怠

取締役は会社に対して、忠実義務(355条)を負っている。忠実義務に反すると任務を怠ったものとなる(423条1項)。

Aは取締役として、利益供与という120条1項の法令違反をなしている。法令を遵守するという忠実義務にAは反しているから、A

第問

は保証債務を負ったと認められる。

(2) 損害.

甲社は，西銀行に対し，800万円の保証債務を弁済したが，Gに対して求償してもGがこれに応じず800万円の損害が発生している。

また，保証料60万をとらなかったのであり，60万円の損害が発生している。

(3) 因果関係.

Aが本件契~~約手契~~約を締結したことによって，合計860万円分の損害が生じており，因果関係が認められる。

(4) 帰責事由. 間違ってはないけど，わざわざ反対しなくてもいいかな。

[Aは，本件契約が利益供与（120条1項）にあたるという認識があったかは定かでない。] しかし，保証料を取って，回収不能のリスクを極少しでも減らすなどの措置を講じておらず，過失があったといえる。

(5) よって，Aは甲社に対し，860万円の支払い義務を負い，Cの請求は認められる。

3. 民法709条

Cは，A・Gに対して，民法709条責任を追及する。

(1) 甲社はA・Gらの本件契約によって財産権が侵害されており，その損害額は860万円である。

A・Gは，860万円の損害が発生しないようにする措置を何らとらなかったのであり「過失」がある。

A・Gの本件契約によって860万円の損害が発生したのであり因果

（第問）

関係も認められる。

(2) よって、CのA・Bに対する民法709条に基づく860万円の支払い請求は認められる。

〔設問3〕

1. Bは甲社からの本件請求に対して、本件Cが権利を濫用したとして（民法1条3項）無効であるとして、本件請求を決議~~無効~~したC社平成29年7月3日の株主総会決議の取消しの訴えを主張する（831条1項1号）。

2. 決議の方法の法令違反といえるか。

Cは甲社定款等9条（会社法174条に基づく）に従っているため法令違反とはならないのではないか。

174条の趣旨は会社にとって好ましくない者が入ってくることを防止して閉鎖性を維持することにある。もう少し表現を工夫してみてください

そうであれば、会社にとって好ましくない者が新しく入ってこないような場合にまで、174条に基づく請求を許すことは権利の濫用にあたりうる。

3. 本件では174条に基づく甲社定款9条により、甲社はBに対して、株式の譲り渡しを請求している。

Bは発足当初より甲社の株主であり、会社にとって好ましくない者ではない。新しく入ってくる者とはいえない。

そして、BはAとCと、Bが代表取締役社長を務めることとするという合意をしている。

にもかかわらず、Cが代表取締役社長としての地位にとどまりたいとして本件請求をすることは、Cの権利の濫用